

十市監委第70号

平成26年9月24日

切田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度切田財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度切田財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度切田財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度切田財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 28,075,000円に対し、歳入 28,083,723円、歳出 25,725,474円で、歳入歳出差引額は 2,358,249円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年 度	平成 24 年 度
	円	円
歳 入 総 額 ①	28,083,723	40,423,513
歳 出 総 額 ②	25,725,474	20,230,562
歳入歳出差引額 ①－② ③	2,358,249	20,192,951
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	2,358,249	20,192,951
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	1,180,000	10,100,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、28,083,723円で、調定額と同額であり、前年度に比べて12,339,790円(30.5%)の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 2,610円、県補助金 441,431円、財産運用収入 114,982円、財産売払収入 17,021,550円、基金繰入金 98,000円、前年度繰越金 10,092,951円、諸収入の森林総合研究所分収造林受託事業収入 309,350円、雑入が歳計現金預金利子 2,849円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、25,725,474円で、予算現額に対する執行率は 91.6%となり、前年度に比べて 5,494,912円(27.2%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 2,107,124円、総務管理費 23,618,350円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 133,770円、森林総合整備事業費 657,065円、森林総合研究所分収造林費 310,740円、諸費の負担金、補助及び交付金 357,000円、積立金 21,810,000円、選挙費繰出金 349,775円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、33,053,675円となっている。

事業については、造林事業として立木材積調査のほか、下刈りを実施している。

十市監委第70号

平成26年9月24日

深持財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度深持財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度深持財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度深持財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度深持財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、概ね誤りのないものと認められた。予算の執行状況については、適正と認められた。なお、是正が必要と思われる事項については、別紙のとおり指摘するものである。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 8,121,000円に対し、歳入 8,249,308円、歳出 6,849,585円で、歳入歳出差引額は 1,339,723円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年 度	平成 24 年 度
	円	円
歳 入 総 額 ①	8,249,308	10,990,407
歳 出 総 額 ②	6,849,585	9,707,948
歳入歳出差引額 ①－② ③	1,399,723	1,282,459
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	1,399,723	1,282,459
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	700,000	650,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、8,249,308円で、調定額と同額であり、前年度に比べて2,741,099円(24.9%)の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 354,270円、県補助金 1,096,577円、財産運用収入 63,503円、財産売払収入 2,730,000円、基金繰入金 3,247,000円、前年度繰越金 632,459円、諸収入の森林総合研究所分収造林受託事業収入 124,800円、雑入の歳計現金預金利子が 699円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、6,849,585円で、予算現額に対する執行率は 84.3%となり、前年度に比べて 2,858,363円(29.4%)の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 2,578,798円、総務管理費 4,270,787円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 395,441円、森林総合整備事業費 1,488,818円、森林総合研究所分収造林費 123,900円、林道維持費 142,628円、諸費の負担金、補助及び交付金 1,589,000円、積立金 531,000円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、48,907,671円となっている。

事業としては、造林事業として立木材積調査のほか、下刈りや枝打ちを実施している。

平成26年9月24日

平成25年度深持財産区決算審査における指摘事項

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度の深持財産区特別会計決算審査意見書提出に際して、是正が必要と思われる事項があったので、下記のとおり指摘します。

記

1 歳入について

土地貸付収入において、平成23年度分の貸付料の収入未済額100,000円について、調定もれとなっている状況が見受けられた。

このことは、担当者の異動や決算書等は前年度を踏襲し作成することから、ともすれば債権の忘失等につながりかねず、十分留意されるべき事項である。

今後、このような事務ミスが発生しないよう、担当者任せとしない体制とチェック機能の強化を図り、事務処理の適正化に一層努められたい。

以上

十市監委第70号

平成26年9月24日

大深内財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度大深内財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度大深内財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度大深内財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度大深内財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 2,842,000円に対し、歳入 2,848,653円、歳出 2,442,865円で、歳入歳出差引額は 405,788円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年 度	平成 24 年 度
	円	円
歳 入 総 額 ①	2,848,653	2,211,467
歳 出 総 額 ②	2,442,865	1,955,865
歳入歳出差引額 ①－② ③	405,788	255,602
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	405,788	255,602
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	210,000	130,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、2,848,653円で、調定額と同額であり、前年度に比べて637,186円(28.8%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、財産運用収入 108,465円、基金繰入金 1,210,000円、前年度繰越金 125,602円、雑入の部分林分収造林分収金 1,404,400円、歳計現金預金利子186円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、2,442,865円で、予算現額に対する執行率は86.0%となり、前年度に比べて487,000円(24.9%)の増加となっている。

支出済額の内訳は、議会費 892,962円、総務管理費 1,549,903円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 19,903円、諸費の負担金、補助及び交付金 2,000円、積立金 1,528,000円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、11,763,502円となっている。

十市監委第70号

平成26年9月24日

法量財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度法量財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度法量財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度法量財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度法量財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 18,119,000円に対し、歳入 21,147,295円、歳出 15,572,162円で、歳入歳出差引額は 5,575,133円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度
	円	円
歳 入 総 額 ①	21,147,295	19,471,665
歳 出 総 額 ②	15,572,162	18,537,494
歳入歳出差引額 ①－② ③	5,575,133	934,171
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	5,575,133	934,171
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	2,790,000	470,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、21,147,295円で、調定額と同額であり、前年度に比べて1,675,630円(8.6%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 2,377,970円、県補助金 2,000,613円、財産運用収入 13,720円、財産売払収入 2,730,000円、基金繰入金 9,920,000円、前年度繰越金 464,171円、雑入が部分林分収造林分収金 3,598,520円、雇用保険料 18,734円、労災保険掛金助成事業助成金 22,146円、歳計現金預金利子 1,421円の 3,640,821円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、15,572,162円で、予算現額に対する執行率は 85.9%となり、前年度に比べて 2,965,332円(16.0%)の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,306,016円、総務管理費 11,266,146円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 58,383円、森林総合整備事業費 4,415,544円、森林総合研究所分収造林費 3,315,219円、諸費の負担金、補助金及び交付金 2,326,000円、積立金 1,151,000円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、26,557,006円となっている。

事業としては、造林事業として地拵えを実施し、杉の苗木を2,560本新植した。

十市監委第70号

平成26年9月24日

奥瀬財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度奥瀬財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度奥瀬財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度奥瀬財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度奥瀬財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 25,902,000円に対し、歳入 37,214,052円、歳出 24,310,761円で、歳入歳出差引額は 12,903,291円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年 度	平成 24 年 度
	円	円
歳 入 総 額 ①	37,214,052	31,307,209
歳 出 総 額 ②	24,310,761	29,909,144
歳入歳出差引額 ①－② ③	12,903,291	1,398,065
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	12,903,291	1,398,065
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	6,460,000	700,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、37,214,052円で、調定額と同額であり、前年度に比べて5,906,843円(18.9%)の増加となっている。

収入済額の内訳は、使用料 1,224,488円、県補助金 8,025,559円、財産運用収入 23,505円、財産売払収入 4,210,500円、基金繰入金 11,078,000円、前年度繰越金 698,065円、諸収入の森林総合研究所分収造林受託事業収入 664,000円、部分林分収造林分収金 6,202,000円など雑入が 11,289,935円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、24,310,761円で、予算現額に対する執行率は 93.9%となり、前年度に比べて 5,598,383円(18.7%)の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 4,392,090円、総務管理費 19,918,671円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 452,442円、森林総合整備事業費 10,227,402円、森林総合研究所分収造林費 4,560,967円、林道維持費 645,860円、諸費の負担金、補助及び交付金 1,561,000円、積立金 2,471,000円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、47,916,284円となっている。

事業としては、造林事業として地拵え及び間伐を実施した。また、杉の苗木を7,200本新植した。

十市監委第70号

平成26年9月24日

沢田財産区管理者

十和田市長 小山田 久 様

十和田市監査委員 高野 洋 三

十和田市監査委員 豊川 泰 市

平成25年度沢田財産区特別会計歳入歳出

決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度沢田財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

平成25年度沢田財産区特別会計 歳入歳出決算審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成25年度沢田財産区特別会計歳入歳出決算

(2) 審査の期間

平成26年8月22日から平成26年9月24日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、計数に誤りはないか、予算が適正かつ効率的に執行されているか、財産の管理は適正であるか等に重点をおき実施した。

2 審査の結果

審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、予算の執行状況についても適正と認められた。

(1) 決算収支の状況

当年度の決算額は、予算現額 5,392,000 円に対し、歳入 5,611,508 円、歳出 4,266,998 円で、歳入歳出差引額は 1,344,510 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、その額が実質収支額となっている。

最近2か年の決算収支状況は、次表のとおりである。

決 算 収 支 状 況

区 分	平成 25 年 度	平成 24 年 度
	円	円
歳 入 総 額 ①	5,611,508	7,467,140
歳 出 総 額 ②	4,266,998	6,879,036
歳入歳出差引額 ①－② ③	1,344,510	588,104
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0
実 質 収 支 額 ③－④ ⑤	1,344,510	588,104
実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 ⑥	680,000	300,000

(2) 歳 入

当年度の収入済額は、5,611,508円で、調定額と同額であり、前年度に比べて1,855,632円(24.9%)の減少となっている。

収入済額の内訳は、使用料 5,220円、県補助金 274,645円、財産運用収入 956円、財産売払収入 2,646,000円、基金繰入金 2,396,000円、前年度繰越金 288,104円、雑入が歳計現金預金利子の 583円となっている。

(3) 歳 出

当年度の支出済額は、4,266,998円で、予算現額に対する執行率は 79.1%となり、前年度に比べて 2,612,038円(38.0%)の減少となっている。

支出済額の内訳は、議会費 1,101,716円、総務管理費 3,165,282円となっている。

総務管理費の内訳は、財産管理費 29,536円、森林総合整備事業費 110,746円、諸費の負担金、補助及び交付金 92,000円、積立金 2,933,000円となっている。

(4) その他

当年度末(平成26年3月31日)現在の財政調整基金は、6,359,953円となっている。